

事例7 保健指導の経年管理と人材育成（全国健康保険協会）

全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）では、経年的な健診結果、保健指導記録、事業所情報をシステムで管理し、情報を共有して効果的な保健指導を行っている。宮崎支部では、保健指導推進のために人材育成や体制整備等に積極的かつ計画的に取り組み、特定保健指導実施率 32.7%という実績を上げている。

今回は、人材育成とシステムによる経年管理を中心に保健指導の推進についてまとめた。

1. 協会けんぽの概要

全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）は、「保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る」ことを基本使命として、平成 20 年 10 月に政府管掌健康保険を国から引き継いで発足した。

1. 事業所及び加入者の状況

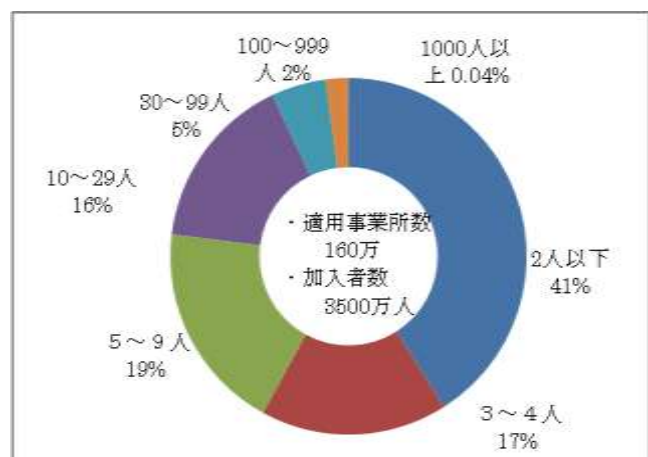
- 適用事業所数 160 万事業所
- 加入者数 3500 万人
- 事業所規模 77%が9人以下
93%が29人以下
(図 7.1)

- 業種 卸売小売業、製造業、
建設業で半数を占める

- 被保険者一人あたり標準報酬総額は、健保組合加入者は協会けんぽ加入者の 1.4 倍であり、この格差が

保険料率の格差になっている。共済組合や健保組合の保険料率平均 7~8%台に対し、協会けんぽの保険料率平均は 10.0%（平成 24 年度）である。

図 7.1 適用事業所の規模



2. 特定健康診査等の実施状況

(1) 特定健康診査等の実施方法について

特定健康診査等の実施方法については、以下のようになっている。

表 7.1 特定健康診査等の実施方法

	特定健康診査		特定保健指導
被保険者	生活習慣病 予防健診	契約健診機関で受診し、健診費用の一部を協会が負担（23年度は2,711機関と委託契約）	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの保健師等（支部保健師約80人、契約保健師約700人）が、事業所訪問による保健指導を中心に実施 外部保健指導機関に委託をして実施（23年度577機関と契約）
	事業者健診	事業者に依頼をして、健診結果を提供していただく	
被扶養者	特定健康診査	集合契約及び個別契約により実施	集合契約及び個別契約により外部保健指導機関で実施する

（2）特定健康診査等の実績について

平成22年度の特定健診実施率は、生活習慣病予防健診の受診率は伸びているものの、事業者健診結果の提供に事業主が消極的であること等から、34.5%に留まっている。（表7.2）

特定保健指導は、協会けんぽの保健師、管理栄養士約800人が事業所を訪問して実施しているが、さらに多くの加入者に保健指導の機会を提供するために、外部保健指導機関への委託も進めている。

しかし、特定保健指導の対象者（22年度）は約92万人、しかも2/3は積極的支援対象者で、目標の実践状況報告のやり取りなど非常に手間がかかり、途中終了割合が高い。22年度は、約68,000人が終了し、実施率は7.4%であった。

表 7.2 特定健診、特定保健指導実施状況

項目		20年度実績	21年度実績	22年度実績 (確報値)
特定健康診査	対象者数 (人)	1,206,629	13,095,190	13,202,395
	受診者数 (人)	3,804,147	4,100,573	4,559,095
	受診率 (%)	29.5	31.3	34.5
特定保健指導	対象者数 (人)	805,279	847,652	924,931
	対象者の割合 (%)	21.2	20.7	20.3
	終了者数 (人)	25,174	61,635	68,404
	終了者の割合 (%)	3.1	7.3	7.4

3. 健診・保健指導に関する経年情報の共有と活用

協会けんぽでは、健診・保健指導情報を経年的に管理して保健指導に活用している。

受診勧奨支援システムには、事業所の基本情報や健診、保健指導の実施状況、受け入れ状況、職場の健康課題、健康職場づくりの支援経過や今後の計画等が記録されている。

保健指導支援システムは、全保健師が活用しているノート型パソコンに搭載されている。事業所訪問に持参して、経年的な個別健診結果や保健指導記録を参照して保健指導を行っている。

各システムの特徴は下記のとおりである。

◆受診勧奨支援システム（加入者数・業種・健診受診状況・保健指導受け入れ状況、組織風土等の事業所情報を管理するシステム）

- 個別支援や事業主との話し合い、職場環境などから把握した集団の課題や支援経過、支援計画を記録し、経年管理に活用している。
- 初回面接は事業所への訪問を基本にしているため、事業所訪問を計画する際には基本情報が必要である。
- 受診勧奨支援システムでは、前回把握した事業所情報を参照して、事業所の受け入れを考慮した計画をすることができる。
 - 訪問可能時期（決算期は避けるなど）
 - 開始時間（営業職なので9時開始など）
 - 訪問場所（営業所などが数か所に分かれているなど）
 - 考慮すべき勤務シフト（夜勤と日勤のシフトなど）

◆保健指導支援システム（対象者の情報、過去の支援状況、健診結果などを経年的に管理するシステム）

- 過去5回分の健診結果を登録できるため、経年的な変化をみることができる。
- 過去5回分の保健指導を登録できるため、記録情報を参照すると共に、経年的な変化をみることができる。
 - 対象者の生活習慣
 - 既往歴・現病歴・家族構成など
 - 目標設定内容、対象者の意欲、取り組み状況、目標の達成状況
 - 保健指導実施者の所感特に「保健指導実施者の所感」は、他の記録からは得ることのできない対象者の様子などの情報が得られるため、その対象者に初めて指導をする保健指導実施者であっても継続的な支援をすることができる。
- 健診結果、生活習慣の変化をグラフやレーダーチャートで表示できるため、検査値の変化と生活習慣の変化を合わせて考えることができる。
- 次回の保健指導者が考慮すべき内容を記録として残し、次回参照することができるため、個別性の高い保健指導においては大変効果的である。

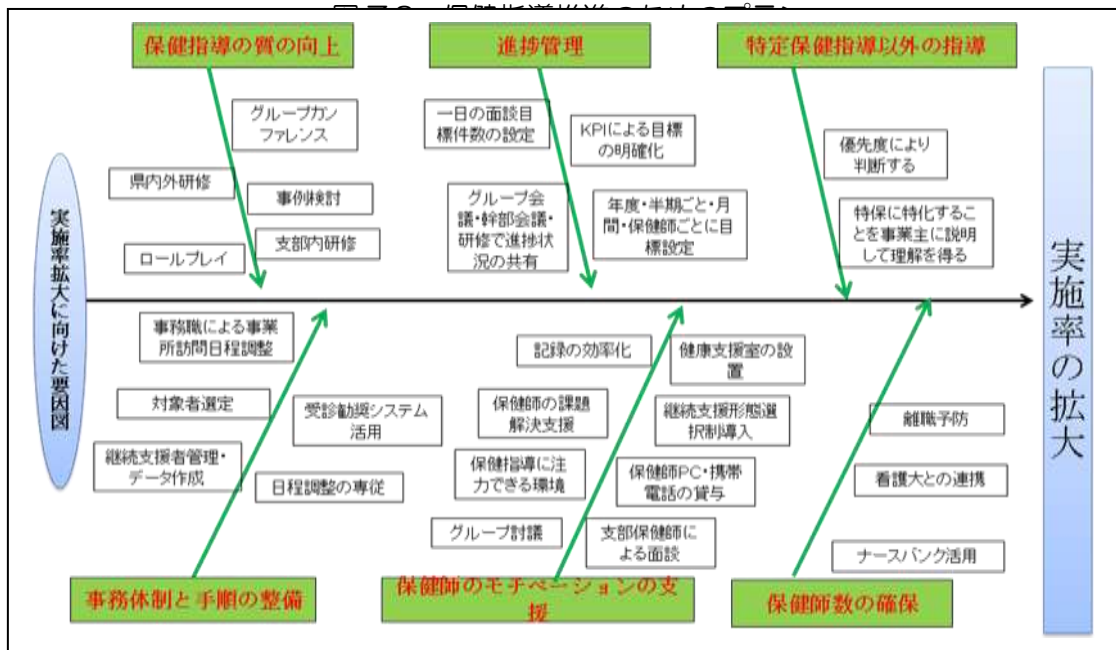
II. 支部での取り組み事例について

《特定保健指導を推進するための質の管理の視点を中心に一宮崎支部の取り組み》

協会けんぽでは、各支部が地域の実情に合わせ工夫をこらしながら事業を展開している。特定保健指導を少しでも多くの加入者に利用していただき健康づくりを推進するために、保健指導の質の向上の取り組みについて、協会けんぽ独自のシステムを活用しながら取り組んでいるところである。その具体的な取り組みについて、宮崎支部の例を紹介する。

1. 保健指導推進のためのプラン

特定保健指導初年度である平成 20 年度は、特定保健指導の実施率は 1.6%であった。平成 21 年度からは特定保健指導対象者に特化して取り組むこととし、保健指導実施体制や他の体制について見直しを行い、図 7.2 のとおり特定保健指導の推進計画を策定した。



2. 人材育成の実際

宮崎支部では、20名の契約保健師が事業所訪問を中心に保健指導を行っている。それぞれ、年齢や前歴、経験、勤務日数、保健指導業務に対する認識など、異なる背景を持っている。また加入事業所が県内各地に点在しているため、契約保健師も各地に配置しており、自宅から事業所へ直行直帰となる場合が多い。これらを考慮し保健師を支援することが、質の向上とともにモチベーションの向上につながると捉え、重要項目として位置づけている(表 7.3)。

表 7.3 保健指導実施者への支援内容

	Plan	Do	Check
の 保 健 指 導 の 質 の 向 上	・保健指導の質の標準化	○情報の共有と相互理解 ・グループカンファレンスによる情報の共有 ・常勤保健師の面談による相互理解 ・保健指導対象者の情報共有と支援方法の学びあい 《情報共有の媒体》 保健指導用パソコン、携帯電話	・保健指導到達度自己チェック ・保健師研修会アンケートによる評価と改善 ・満足度評価 ・ストラクチャー評価 ・プロセス評価 ・アウトカム評価 ・アウトプット評価
保 健 師 の モ チ ベ ー シ ョ ン 支 援	・保健師の課題解決支援 ・保健指導に注力できる環境整備 ・実施体制の見直し	○研修の見直し ・保健指導者に必要なスキルを定めて研修企画 ・事業所同行訪問によるスキルアップ ○保健指導スキル等の自己チェックを導入 ・良い保健指導のものさしの策定 ○契約保健師が主体となった課題の解決 ・グループ討議による課題解決 ○体制整備 ・健康支援室の設置 ・記録の効率化 ・リレー制の導入	

(1) 情報の共有と相互理解

保健指導は、保健師と対象者の2者だけの関係になりがちな上に、契約保健師は直行直帰の仕事になることが多いため、保健師同士で保健指導技術や支援方法の工夫などの情報や日ごろの悩みを共有する場が必要である。一人の対象者を複数の保健師で担当する場合や、困難事例、支援方法の相談など、情報交換が頻繁に行われている。

このような情報の共有は、受診勧奨支援システム、保健指導支援システムによる経年管理によって実現している。システムには、記録された個別支援情報や健康職場づくり支援情報、次回保健指導への提案等、各保健師の支援方法やノウハウなど保健指導には不可欠な情報が詰まっている。グループカンファレンスでは、このような情報が活用されて現場に即した話し合いが行われている。また、経年記録を元に、随時、保健師間で連絡を取り合って情報交換をしており、これが保健指導の質の向上や標準化、保健師のモチベーションの向上につながっている。

(2) OJTを取り入れた研修

保健指導者に必要なスキルを「知識」「技術」「コンピテンシー」の視点から整理をして(表 7.4)、研修を組み立てた。またロールプレイや事例検討などを積極的に行い、得た知識や技術は、日々の保健指導の場で活用し、事業所に同行訪問する機会には互いに学びあうなどOJTを意識したプログラム構成にしている。

表 7.4 保健指導実施者研修を立案する視点

知識の視点	技術の視点	コンピテンシーの視点
CKD に関する研修	電話支援時のロールプレイ実習	人間理解の特保への活用
メンタルヘルス不調者への対応	初回面談時におけるロールプレイ実習	事例検討会で各自事例を提出して討議
保健指導エビデンスの検証	グループコーチング研修	中断率低減、特保2年目以降の対応について討議
重症化予防に向けた訪問指導		目標設定、動機づけ支援の評価について討議
		記録の在り方、目標の立て方について討議

(3) 保健指導の質の標準化のための「良い保健指導」のものさしづくり

「良い保健指導」のものさしを下記の 10 視点 (45 項目) について策定し、到達度を定期的に自己チェックしている。

- ・組織 ・事業所の理解 ・支援者の健康管理 ・情報伝達 ・研鑽
- ・面接の雰囲気づくり ・保健師の姿勢 ・目標設定 ・対象者の状態
- ・事前準備

(4) 契約保健師が主体となった課題の解決

現場で保健指導を担当する契約保健師を主体に、保健指導の課題である中断率の低減や特保 2 年目以降の支援方法、目標設定等について、グループ討議を行い、事業運営に反映している。

3. 実施結果

(1) 特定保健指導実施率

特定保健指導実施は、表 7.5 のとおり、平成 22 年度 32.7%と著しく向上している。また、21 年度以降は、支援の中断率も改善し、実施率向上の要因となった。

表 7.5 特定健診、特定保健指導実施状況 (人)

	被保険者特定健診		特定保健指導			
	受診者数	受診率 (%)	対象者数	初回面談数	6ヶ月後 評価数	実施率 (%)
平成 20 年度	47,548	38.8	10,600	2,107	166	1.6
平成 21 年度	54,892	44.5	11,555	5,354	1,916	16.6
平成 22 年度	59,772	48.3	12,089	6,301	3,952	32.7

図 7.3 特定保健指導実施状況

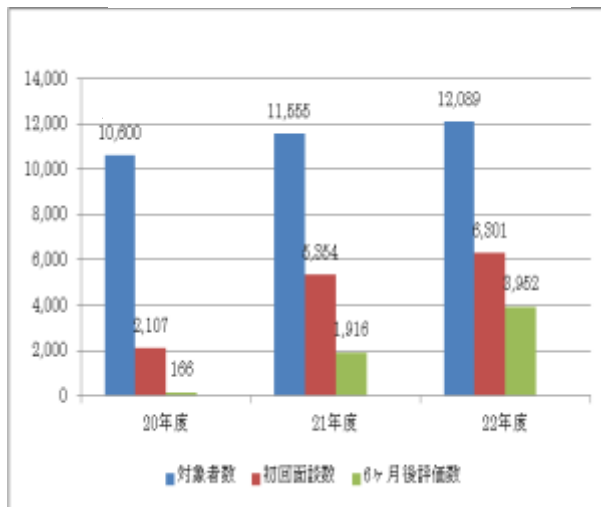
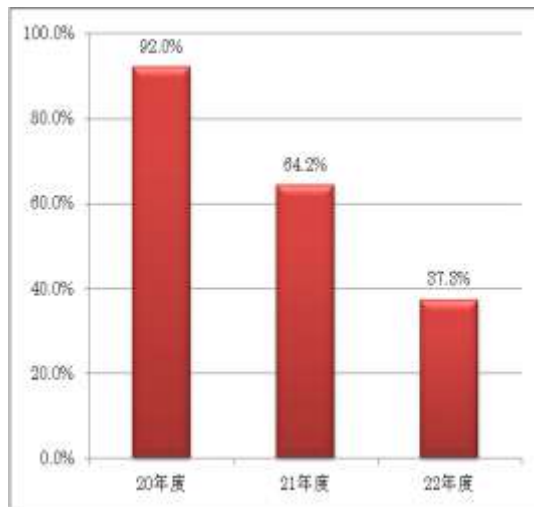


図 7.4 特定保健指導中断率



(2) 特定保健指導の効果

① 特定保健指導の有無別階層化の変化

平成 20 年度の健診結果が動機づけ支援であった者について、特定保健指導の支援の有無別の、翌年度の特定健診結果における階層化の結果は、支援群の 36%が非該当に改善しているが、支援なし群では 8%の改善に留まっている (図 7.5)。

積極的支援では、特定保健指導支援群は翌年度の健診結果における階層化の結果は、非該当へ 27%、動機づけ支援へ 15%、合計 42%が改善しているが、支援なし群では、92%が積極的支援に留まっており、改善した者は 8%である (図 7.6)。

図 7.5 特定保健指導の有無別階層の変化 (平成 20 年度動機づけ支援対象者について)

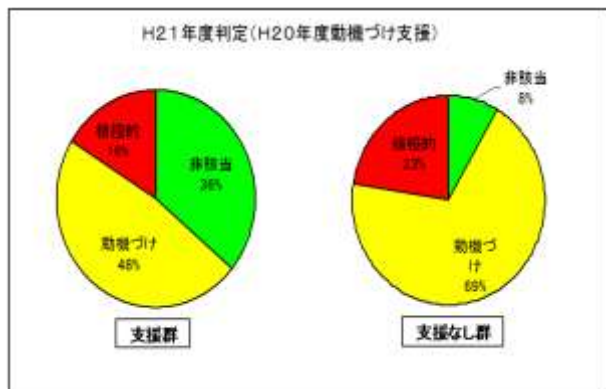
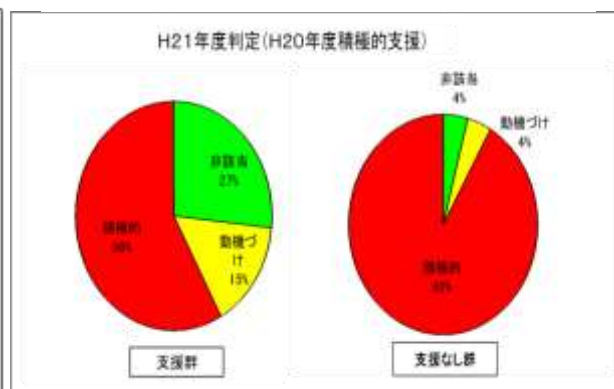


図 7.6 特定保健指導の有無別階層の変化 (平成 20 年度積極的支援対象者について)



4. まとめ

平成20年度より始まった特定健診・特定保健指導であるが、協会けんぽは組織の移行と重なり、少なからず混乱もありながらのスタートとなった。平成22年度からは、特定保健指導を最大限推進するという方針に沿って展開している。

保健指導の推進のために、保健指導の質の向上と保健師のモチベーションの支援を中心に取り組んでいる。特に、情報の共有を図って、グループカンファレンスやグループ討議を積極的に行ってきた。また、事業所や支援対象者の共有や継続支援のための情報の活用には、システムによる経年管理が不可欠である。健診結果と保健指導の経年記録で保健指導の標準化を図るとともに、経年情報を活用することで質を高めることもできる。経年記録を基に、保健師同士が積極的に情報交換をして互いに高め合うことにもつながっている。

保健指導推進プランに取り組んだ成果は、特定保健指導の実施率や健診結果の改善率の向上に現れている。

PDCAは大きなサイクルのPDCAと小さなサイクルのPDCAがあるが、特に小さなPDCAは日々PDCAを意識し、問題があればその場で対応を考えるなど、問題が大きくならない働きかけを行いつつ、長いスパンでのPDCAにつなげられるように常に意識して保健事業を行っている。